

## 軽自動車税の減免手続きについて

### ●対象となる方

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、一定の要件に該当する方
- ・単身で生活する身体障がい者の方が所有する軽自動車等を、常時介護している方が運転する場合

### ●対象となる軽自動車

- ・障がい者(身体・知的・精神)本人が所有する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車
- ・18歳未満の障がい者(身体・知的・精神)の通学、通勤もしくは生業のために利用するための軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車

減免を受けられるのは、1人1台です。  
自動車税(普通自動車)の減免を受けられている場合は対象となりません。

### ●減免申請に必要なもの

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳、印鑑、運転者の免許証、自動車車検証、軽自動車税減免申請書

### ●申請期限

5月24日(金)  
運転者が生計を一にする方の場合  
生計同一証明書、軽自動車税の減免申請についての確認書(注) (注)今年度から新たに加わった書類です。

### ●申請期限

公的機関や地縁団体等が所有する車両についても減免になることがあります。詳しくは税務課まで。



☎ 市 税務課(近江庁舎)

☎ 52-1556 FAX 52-8730

## 重度心身障がい者(児)に対する自動車燃料費・福祉タクシー運賃の助成

市では、身体・知的・精神障がい者(児)の社会参加を支援するため、自動車燃料費、タクシー運賃、リフト付きタクシー運賃の助成を行っています。

### ●対象となる方

#### ①自動車燃料費助成

自動車税(軽自動車税)の減免を受け、身体障害者手帳1級~4級、療育手帳Aまたは精神保健福祉手帳1級をお持ちの方

#### ②福祉タクシー運賃助成

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、または精神保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

#### ③リフト付きタクシー運賃助成

全身性障がい者をお持ちであり、リフト付きタクシーの利用でなければ移動が困難な方

### ●助成内容

該当される助成区分に応じて、1か月あたり2~8枚の助成券(①・②は500円券、③は2,000円券)を交付します。

\*助成券の交付はいずれか1種類のみ。  
\*再発行はしません。

### ●手続き方法

上記のいずれかの手帳を各庁舎窓口もしくは社会福祉課までご持参ください。自動車燃料費助成を申請される場合、運転免許証と平成24年度の自動車税(軽自動車税)の減免を受けていることがわかる書類が合わせて必要です。

☎ 市 社会福祉課(山東庁舎)

☎ 55-8102 FAX 55-8130

## 障がい者自立生活プログラム(湖北自立生活塾)受講生募集

調理実習や外出実習など、障がいのある人が地域で一人暮らしをはじめめるためのプログラムです。

### ●期 間

6月~翌年3月のうち24日間程度

### ●対象者

アパート等での一人暮らしをめざす①~③の人

- ①グループホームに入居している人
- ②施設入所者、精神科等長期入院している人
- ③親元で同居している人

### ●定 員

10人程度(面接・選考あり)

### ●受講料

無料(交通費等実費負担あり)

### ●申込み

4月30日(火)までに下記まで

☎ 市 社会福祉課(山東庁舎)

☎ 55-8102 FAX 55-8130

✉ syakaifukushi@city.maibara.lg.jp

## パソコン体験教室 受講生募集 パソコンでオリジナルエコバックを作ろう

湖北地域にお住まいの障がいのある方を対象としたパソコン体験教室です。



### ●開催日

5月25日(土)・6月22日(土)・7月27日(土)  
午前の部 10時~12時(定員3人)  
午後の部 13時30分~15時30分(定員3人)

### ●参加費

材料費 500円

### ●申込み

4月8日(月)~4月26日(金)に下記まで。

参加希望日と時間をお知らせください。

\*先着順

☎ 湖北地域しょうがい者相談センター

ほっとステーション

☎ 64-5130 FAX 64-5131